

商品概要説明書

住宅ローン（無担保型/基金協会）

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

商品名	住宅ローン（無担保型/基金協会）
ご利用いただける方	○次に該当する方。 ・当ＪＡの正組合員又はその家族の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。ただし、最終償還時の年齢が満 76 歳以上 80 歳未満となる給与所得者の方は、18 歳以上の子供を連帯保証人としていただきます。 ○給与所得者の場合は、前年度税込年収が 200 万円以上ある方。 ○農業者（認定農業者・認定就農者・第 1 種兼業農家）の場合は、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。 ○自営業者（農業者除く）の場合は、前年度税引前所得が 350 万円以上ある方。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 3 年以上の方。なお、公務員ならびに医師、弁護士、公認会計士の場合は、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人が常時居住するための住宅または住宅および土地で、ご本人が所有（ご家族との共有を含む。）するものを対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①住宅の新築・購入（中古住宅も含む） ②住宅の増改築・改装・補修 ③他金融機関から借入中の住宅資金の借換えおよび借換えとあわせた増改築・改装・補修 ④上記①～③に付随して発生する費用
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、所要金額の範囲内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済比率	○年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が次の範囲内とします。 【給与所得者および農業者】 ・税込年収 150 万円以上 250 万円未満・・・・・・・・30%以内 ・税込年収 250 万円以上 550 万円未満・・・・・・・・35%以内 ・税込年収 550 万円以上・・・・・・・・40%以内

	【自営業者】 ・ 税引前所得 350 万円以上 400 万円未満 25%以内 ・ 税引前所得 400 万円以上 550 万円未満 35%以内 ・ 税引前所得 550 万円以上 40%以内 ※年間元利金ご返済額には、本ローンの年間元利金ご返済額のほか、他の借入金のご返済額も加えるものとします。 ※連帯債務者がいる場合、税込年収ならびに年間元利金ご返済額を全額合算し、ご返済比率を算出することができます。
借入期間	○ 3 年以上 30 年以内とし、1 か月単位とします。 なお、その他資金用途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
借入利率	○ 次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○ 利率は店頭およびホームページに掲示します。
返済方法	○ 元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 元利均等返済において、変動金利型（新償還額方式）の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10 月 1 日の基準日を 5 回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5 回目の 10 月 1 日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を 5 回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。
担保	○ 不要です。

保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（三重県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																											
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.28%～0.37%の範囲内となります。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【例】お借入額 300 万円あたりの一括支払保証料（保証料率：年 0.37%） <table><tr><td>お借入期間</td><td>10 年</td><td>20 年</td><td>30 年</td></tr><tr><td>概算保証料</td><td>60,499 円</td><td>129,511 円</td><td>206,858 円</td></tr></table> ②分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 また、分割払いをご選択いただいた場合は、ご融資時に一律保証料として 30,000 円をお支払いいただきます。			お借入期間	10 年	20 年	30 年	概算保証料	60,499 円	129,511 円	206,858 円																	
お借入期間	10 年	20 年	30 年																									
概算保証料	60,499 円	129,511 円	206,858 円																									
団体信用生命共済（保険）	○当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済（保険）掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>引受団体/ 引受会社</th><th>加算利率</th></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td rowspan="5">全国共済農業協 同組合連合会</td><td>なし</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.3 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.3 %</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.1 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.3 %</td></tr><tr><td>団体信用生命保険</td><td rowspan="5">ＳＢＩ生命保険 （株）</td><td>年 0.2 %</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド団信）</td><td>年 0.6 %</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（全疾病保障付）</td><td>年 0.2 %</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（連生）</td><td>年 0.3 %</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（全疾病保障付）（連生）</td><td>年 0.3 %</td></tr></table>			団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農業協 同組合連合会	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.3 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.3 %	団体信用生命共済（連生）	年 0.1 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.3 %	団体信用生命保険	ＳＢＩ生命保険 （株）	年 0.2 %	団体信用生命保険（ワイド団信）	年 0.6 %	団体信用生命保険（全疾病保障付）	年 0.2 %	団体信用生命保険（連生）	年 0.3 %	団体信用生命保険（全疾病保障付）（連生）	年 0.3 %
団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率																										
団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農業協 同組合連合会	なし																										
長期継続入院特約付団体信用生命共済		年 0.3 %																										
三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年 0.3 %																										
団体信用生命共済（連生）		年 0.1 %																										
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）		年 0.3 %																										
団体信用生命保険	ＳＢＩ生命保険 （株）	年 0.2 %																										
団体信用生命保険（ワイド団信）		年 0.6 %																										
団体信用生命保険（全疾病保障付）		年 0.2 %																										
団体信用生命保険（連生）		年 0.3 %																										
団体信用生命保険（全疾病保障付）（連生）		年 0.3 %																										
9大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.35 %																											
手数料	○ご融資の際、11,000 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。																											

	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…11,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円（50 万円以上無料）（ＪＡネットバンクによる一部繰上返済の場合は 30 万円以上無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円～11,000 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店・店または本店金融部（電話：0598－28－8823）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ＪＡみえなか

商品概要説明書

リフォーム・無担保住宅ローン（ＫＨＬ型）

（令和 7 年 10 月 1 日現在）

商品名	リフォーム・無担保住宅ローン（ＫＨＬ型）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○リフォーム資金 ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修を目的とする資金および住宅関連設備等の設置を目的とする資金。 （住宅関連設備の例） ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、白アリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電設備、蓄電設備、エネファーム等省エネ・エコ関連設備。 ○住宅借換資金 ご本人またはご家族が常時居住するための住宅の他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅ローン（お借入後 3 年以上経過していること）およびリフォームローンのお借換を目的とする資金。土地のみの借入金の借換は対象外となります。 ○住宅購入・建築資金 ご本人またはご家族が常時居住するための住宅にかかる次のいずれかを目的とする資金。 ①住宅の新築 ②新築・中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションの購入を含む。）。 ③現在居住中の住宅の隣接地および底地購入 ○空き家解体資金 空き家解体を目的とする資金。 対象となる空き家は、ご本人または家族が所有する建物であり、事業専用で使用していた建物でないこと。 ○共通

	いずれの資金においても、付随して発生する諸費用（事務手数料・保証料、長期火災共済（保険）掛金・保険料、仲介手数料、登記費用、印紙代、不動産取得税、消費税等）もあわせてお借入れいただけます。													
借入金額	○10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 （資金使途が空き家解体資金の場合は、500 万円以内）													
借入期間	○6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。 （資金使途が空き家解体資金の場合は、10 年以内）													
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭およびホームページに掲示します。													
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型（新償還額方式）の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10 月 1 日の基準日を 5 回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5 回目の 10 月 1 日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を 5 回経過するとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。													
担保	○不要です。													
保証人	○当 J A が指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。													
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.40%、0.60%、0.80%のいずれか。）。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（0.80%）（例）】 <table><tr><td>お借入 期間</td><td>1 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td><td>20 年</td></tr></table>							お借入 期間	1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年
お借入 期間	1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年								

	<table><tr><td>保証料 (円)</td><td>4,064</td><td>11,375</td><td>18,319</td><td>34,177</td><td>47,928</td><td>59,347</td></tr></table> ②分割払い お客様から当ＪＡへお支払いいただく利息の中から当ＪＡが保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.40%～0.80%上乗せされた利率が適用されます。	保証料 (円)	4,064	11,375	18,319	34,177	47,928	59,347							
保証料 (円)	4,064	11,375	18,319	34,177	47,928	59,347									
団体信用生命共済 (保険)	○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>引受団体/ 引受会社</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td rowspan="5">全国共済農 業協同組合 連合会</td><td>なし</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.3%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.3%</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.1%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.3%</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農 業協同組合 連合会	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.3%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.3%	団体信用生命共済（連生）	年 0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.3%
団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率													
団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農 業協同組合 連合会	なし													
長期継続入院特約付団体信用生命共済		年 0.3%													
三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年 0.3%													
団体信用生命共済（連生）		年 0.1%													
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）		年 0.3%													
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.35%														
手数料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただいた方で、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、保証機関に対して返戻保証料の範囲内で次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300 円 ②一部繰上返済の場合…3,300 円 ○ご融資の際、11,000 円の手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…11,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円（50 万円以上無料）（ＪＡネットバンクによる一部繰上返済の場合は 30 万円以上無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500 円～11,000 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。														

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店・店または本店金融部（電話：0598－28－8823）にお申し出ください。 当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ・ 愛知県弁護士会紛争解決センター （電話：052-203-1777） ・ 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○資金使途が「住宅借換資金」、「住宅購入・建築資金」、「空き家解体資金」となるものは、店頭お申込み専用の商品となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ＪＡみえなか

商品概要説明書

リフォームローン（三菱UFJニコス型）

（令和7年10月1日現在）

商品名	リフォームローン（三菱UFJニコス型）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅、土地に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 ○①現在、ご本人またはご家族が居住するための既存住宅に対する他金融機関・信販会社等からお借入中のリフォームローンのお借換資金、②お借換えに伴う諸費用、③お借換えとあわせた既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、を対象とします。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等）については資金使途に含めることができますものとします。 （住宅関連設備の例） ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥再生可能エネルギー発電システム（太陽光発電システム等）。 ※建物の屋根に設置するもののほか、野立て設置のものを含む。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。
借入金額	○10万円以上1,500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1年以上15年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプラ

	イムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭およびホームページに掲載します。		
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型（新償還額方式）の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。		
担保	○不要です。		
保証人	○当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。		
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。		
	団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率
	団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農業	なし
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	協同組合連合	年0.3%
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	会	年0.3%
9大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.35%		
手数料	○ご融資の際、11,000円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…11,000円 ②一部繰上返済の場合…11,000円（50万円以上無料） （JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は30万円以上無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円		

	～11,000 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店・店または本店金融部（電話：0598－28－8823）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-183-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A みえなか